

建設業法に基づく営業停止処分について

2023 年 4 月 12 日

弊社は、一昨年発生した民間工事における死亡事故に関し、労働安全衛生法違反行為により略式命令を受けました。略式命令を受けたことにより、国土交通省関東地方整備局から昨日付で下記のとおり建設業法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に基づく営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

お取引先をはじめとする関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

弊社は、今回の処分を厳粛に受け止め、引き続き法令遵守、企業倫理の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

〔営業停止処分の内容〕

1. 停止を命じられた営業の範囲

徳島県、香川県、愛媛県、および高知県における屋根工事業に関する営業の内、民間工事にかかわるもの。

2. 営業停止期間

令和 5 年 4 月 26 日から令和 5 年 4 月 28 日 までの 3 日間